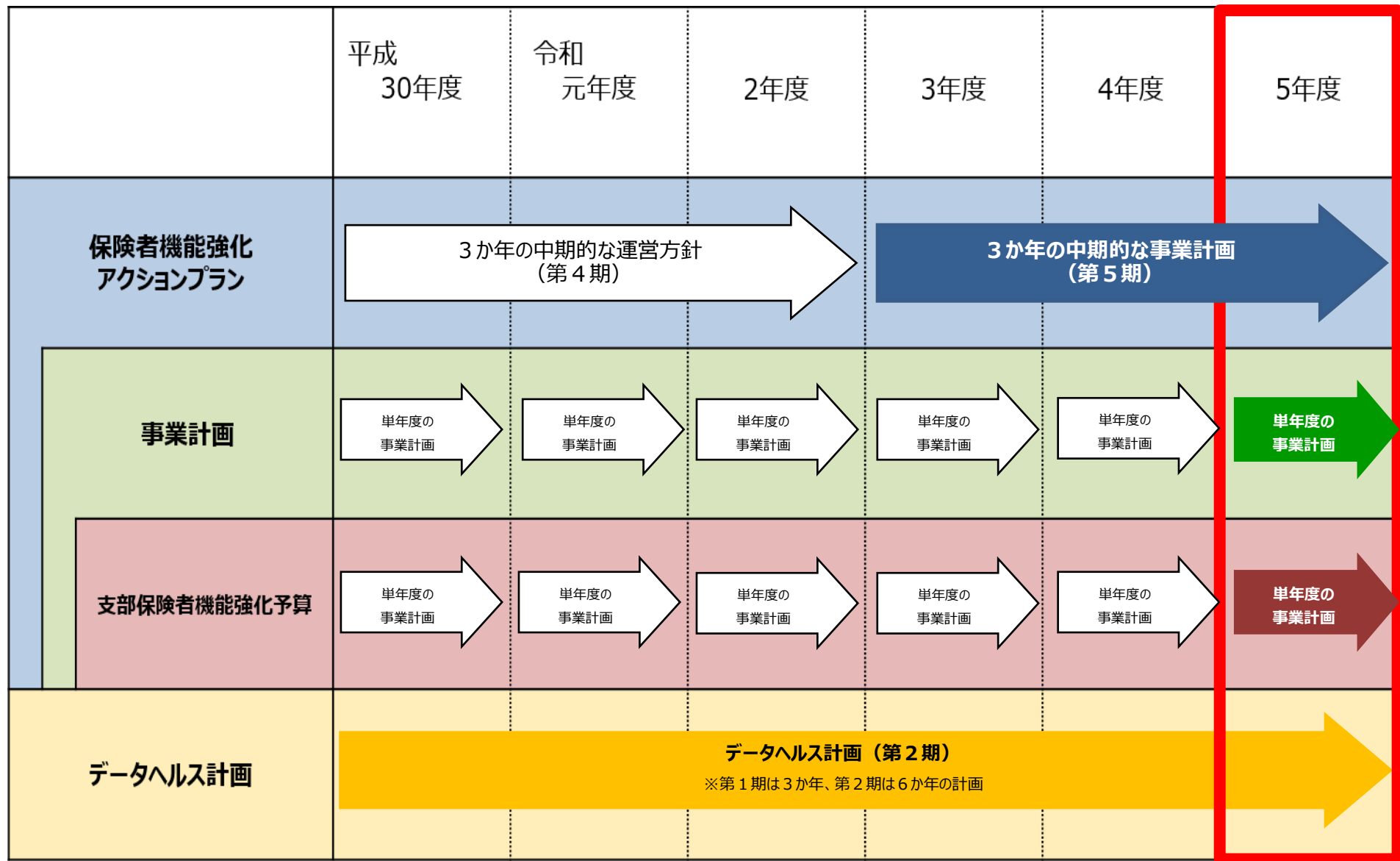


令和5年度 宮城支部事業計画案について

- | | | |
|--------------------------------|-------|------|
| 1. 各種計画の全体像等 | …………… | 1ページ |
| 2. 保険者機能強化アクションプラン（第5期）の概要について | …………… | 2ページ |
| 3. 宮城支部事業計画案 | …………… | 4ページ |

1. 各種計画の全体像等



2. 保険者機能強化アクションプラン（第5期）の概要

○ 保険者機能強化アクションプラン（第5期）のコンセプト

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ. 加入者の健康度の向上」、「Ⅱ. 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ. 医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

○保険者機能強化アクションプラン（第5期）における主な取組

（１）基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進
- 業務改革の推進

（２）戦略的保険者機能関係

＜特定健診・特定保健指導の推進等＞

- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上（健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用）
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など）
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上

＜重症化予防の対策＞

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施

＜コラボヘルスの推進＞

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討

＜医療費適正化、効率的な医療の実現等＞

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
- 外部有識者を活用した調査研究の推進

＜インセンティブ制度＞

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し

＜協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進＞

- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進

（３）組織・運営体制関係

- 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化
- 内部統制の強化
- 次期システム構想

3.宮城支部事業計画案

令和5年度宮城支部事業計画（案）

令和5年度	令和4年度
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。・ 今後、<u>更に</u>厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。<u>特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続</p>	<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続</p>

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>	<p>していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>
<p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応<u>できるよう</u>、相談体制（<u>受電体制及び窓口体制</u>）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。 お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>【困難度：高】</p> <p><u>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPI の 100%を達成することは、困難度が高い。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>96.1%</u>以上とする 	<p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応<u>するため、必要な</u>相談体制等の整備を図る。 お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>95.7%</u>以上とする
<p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 <u>限度額適用認定証の周知と郵送による申請の促進のため、医療機関に対し、申請書の配置依頼を行う。</u> 	<p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 <u>医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に医療機関へ職員が訪問するなど周知と申請書の配置依頼を行う。</u> <u>令和 4 年上期に実施予定の医療機関従事者向け研修会の際に、健康保険制度について説明し、限度額適用認定証の利用促進について、積極的に周知を</u>

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>(4) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 不正の疑いのある事案については、重点的な審査 <u>(事業主への立入検査を含む。)</u> を行うとともに、保険給付適正化 P T 会議 <u>(支部内に設置)</u> において <u>事案の内容を精査し、厳正に対応する。</u> <u>柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する(いわゆる「部位ころがし」) 過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。</u> <u>厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</u> <p>■ <u>KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</u></p>	<p><u>図る。</u></p> <p>(4) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、<u>支部の</u>保険給付適正化 P T 会議 <u>を効果的に活用し、疑義のある申請について、調査(事業主への立入検査含む) を積極的に行う。</u> <p><u>【⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化より移動】</u></p> <p>■ <u>KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</u></p>
<p>(5) 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指し、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト 1 件当たり査定額の向上に取り組む。 支払基金支部との打ち合わせ会を定期的開催し、疑義事例について説明を求めるとともに、審査に関する不合理な支部間の審査差異については積極的に協議を行い解消を図る。 <u>社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト(高点数レセプト等)を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。</u> 	<p>(5) 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指し、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト 1 件当たり査定額の向上に取り組む。 支払基金支部との打ち合わせ会を定期的開催し、疑義事例について説明を求めるとともに、審査に関する不合理な支部間の審査差異については積極的に協議を行い解消を図る。

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※ 電子レセプトの普及率は <u>98.7% (2021 年度末)</u> となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※） 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※ 電子レセプトの普及率は <u>98.8% (2020 年度末)</u> となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※） 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>
<p><u>【(4) 現金給付の適正化の推進に統合】</u></p>	<p><u>(6) 柔道整復施術療養費等における文書の照会業務の強化</u></p> <p>・ <u>柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。</u></p> <p>なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</p> <p>・ <u>あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。</u></p> <p>・ <u>厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</u></p> <p>■ KPI：<u>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</u></p>

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>(6) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 未返納の多い事業所データ等を活用し、<u>当該事業所等に対して</u>資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 <u>返納金</u>債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p>電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出 <u>※1</u> が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、レセプト振替サービス <u>※2</u> の <u>拡充</u> により、保険者間調整 <u>※3</u> が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p><u>※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。</u></p> <p><u>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</u></p> <p><u>※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</u></p>	<p>(7) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 未返納の多い事業所データ等を活用した <u>事業所等への文書等による</u> 資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p><u>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、</u>電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、<u>令和 3 年 10 月から、これまで保険者間調整 <u>※1</u> により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス <u>※2</u> の利用が可能となった。</u>これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p><u>※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</u></p> <p><u>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</u></p>

令和 5 年度	令和 4 年度
<ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
<p>(7) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>94.0%</u>以上とする 	<p>(8) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>93.4%</u>以上とする
<p>(8) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等</u>を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>	<p>(9) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マイナンバーカードの保険証としての使用を推進するため、広報誌やホームページ等により、オンライン資格確認の周知やマイナンバーカードの取得促進等に関する広報</u>を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>
<p>(9) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と<u>実践の徹底</u>により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 ・ <u>相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せ</u> 	<p>(10) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

令和 5 年度	令和 4 年度
<p><u>て、相談マニュアル・FAQ を活用するとともに、本部研修の受講等により、相談業務の品質の向上を図る。</u></p> <p><u>・ 新業務システム（令和 5 年 1 月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化 <p>(1) 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、<u>6 か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施する。</u> ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の PDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 ・ <u>第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第 4 期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第 3 期保健事業実施計画</u> 	<p>2. 戦略的保険者機能関係</p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化 <p>(1) <u>第 2 期</u>保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に<u>基づく</u>取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の PDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

令和 5 年度	令和 4 年度
<p><u>(データヘルス計画) を策定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 喫煙、運動習慣の対策について、宮城県及び関係団体等と連携しながら、支部加入者全体の健康意識の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙、運動習慣の対策について、宮城県及び関係団体等と連携しながら、支部加入者全体の健康意識の向上を図る。
<p>① 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診実施率の向上に向けて、事業所検索機能を活用して抽出する未受診事業所（未受診者）に対し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 <u>生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を図る。</u> 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、地方自治体との連携を推進し、市町村が行うがん検診情報を加入者に提供した上で、がん検診との同時実施等の拡大を図る。また、支部主催の「オプション健診」の実施拡大等、加入者の特性やニーズに応じていく。 事業者健診データの取得促進に向けて、宮城県や宮城労働局と連携して勧奨を行う。 職場健康づくり宣言事業所との連携を強化し、被保険者・被扶養者の健診受診率向上に向けた働きかけを行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第 3 期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p>	<p>① 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診実施率の向上に向けて、事業所検索機能を活用して抽出する未受診事業所（未受診者）に対し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、地方自治体との連携を推進し、市町村が行うがん検診情報を加入者に提供した上で、がん検診との同時実施等の拡大を図る。また、支部主催の「オプション健診」の実施拡大等、加入者の特性やニーズに応じていく。 事業者健診データの取得促進に向けて、宮城県や宮城労働局と連携して勧奨を行う。 職場健康づくり宣言事業所との連携を強化し、被保険者・被扶養者の健診受診率向上に向けた働きかけを行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第 3 期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p>

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>○被保険者（40 歳以上）（受診対象者：302,571 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施率 73.3%（実施見込者数：221,784 人） ・事業者健診データ 取得率 8.2%（取得見込者数：24,811 人） <p>○被扶養者（受診対象者：81,868 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査受診率 36.9%（実施見込者数：30,209 人） <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 73.3%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 8.2%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を 36.9%以上とする</p>	<p>○被保険者（40 歳以上）（受診対象者：304,931 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施率 71.8%（実施見込者数：218,940 人） ・事業者健診データ 取得率 7.8%（取得見込者数：23,785 人） <p>○被扶養者（受診対象者：82,058 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査受診率 36.7%（実施見込者数：30,115 人） <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 71.8%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 7.8%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を 36.7%以上とする</p>
<p>② 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定保健指導の実施率の向上のため、令和 4 年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく特定保健指導利用案内のパンフレットを活用するとともに、令和 4 年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。</u> ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。 ・ <u>健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）について、他支部の先行事例を基に検討を行う。</u> ・ <u>特定保健指導の実施率が高い事業所における職場環境整備のための創意工夫に関する具体的な事例集を活用し、経年的未利用事業所等に対する働きかけを行う。</u> ・ <u>令和 6 年度から開始される第 4 期特定健康診査等実施計画において、腹囲 2 cm・体重 2 kg 減を達成した場合には保健指導の介入量（支援回数や支援時間など）を問わずに特定保健指導を終了する等、成果が出たことを評価するアウトカム指標が導入されることから、本部が実施する研修に参加し、運用方法の検討を行う。</u> 	<p>② 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。 ・ <u>平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。</u>

令和 5 年度	令和 4 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導の質の向上のため、支部内外における研修により、特定保健指導実施者のスキルアップを図る。 ・ 本部が実施する協会保健師の育成プログラム（保健師キャリア育成課程）及び保健事業標準モデルの策定に協力して取り組む。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>○被保険者（受診対象者：<u>50,305</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 <u>37.1%</u>（実施見込者数：<u>18,663</u>人） <p>○被扶養者（受診対象者：<u>2,840</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 <u>18.5%</u>（実施見込者数：<u>525</u>人） <p>■ KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を <u>37.1%</u>以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>18.5%</u>以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導の質の向上のため、支部内外における研修により、特定保健指導実施者のスキルアップを図る。 ・ 本部が実施する協会保健師の育成プログラム（保健師キャリア育成課程）及び保健事業標準モデルの策定に協力して取り組む。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、<u>目標を達成することは極めて困難である。</u></p> <p><u>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</u></p> <p>○被保険者（特定保健指導対象者数：<u>49,759</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 <u>33.0%</u>（実施見込者数：<u>16,420</u>人） <p>○被扶養者（特定保健指導対象者数：<u>2,831</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 <u>18.2%</u>（実施見込者数：<u>515</u>人） <p>■ KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を <u>33.0%</u>以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>18.2%</u>以上とする</p>
<p>③ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未治療者の受診率の向上を図るため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し、<u>血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。</u> 	<p>③ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、<u>LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。</u>

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>・ <u>特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診結果データを取得した者への受診勧奨拡大に向けた準備を行う。</u></p> <p>・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,000 人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 勧奨実施予定人数 <u>500</u> 人</p> <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>13.1%</u> 以上とする</p>	<p>・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,000 人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 勧奨実施予定人数 <u>400</u> 人</p> <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.4%</u> 以上とする</p>
<p>④ コラボヘルスの推進</p> <p>・ 事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む宮城支部版健康経営の形である「職場健康づくり宣言」事業所の拡大を目的として、新聞等への広告掲載や宮城県、関係機関・団体と連携した広報活動を行う。</p> <p>・ <u>令和 4 年度に実施した運輸業及び運送業に対するアンケート調査において、「健康経営を今後実践したい」と回答した事業所へ「職場健康づくり宣言」や「他事業所の取組事例」等の情報提供を行い、アンケート結果を効果的に活用する。</u></p> <p>・ 健診受診者における各健康リスク保有者割合が多い、<u>建設業及び警備業</u>については、業界団体と連携の上、事業主や従業員に対するアンケート調査を行い課題の把握を行う。</p> <p>・ 宣言事業所の取組の質を向上させる観点から、事業所ごとの健康状態を見える化した「事業所カルテ」の送付、取組の振り返りを行うためのチェックシートの送付や他事業所の取組を紹介する「好事例集」の作成等、フォローアップの強化を図る。</p> <p>・ <u>保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。</u></p>	<p>④ コラボヘルスの推進</p> <p>・ 事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む宮城支部版健康経営の形である「職場健康づくり宣言」事業所の拡大を目的として、新聞等への広告掲載や宮城県、関係機関・団体と連携した広報活動を行う。</p> <p>・ 健診受診者における各健康リスク保有者割合が高い、<u>運輸業及び運送業</u>については、業界団体と連携の上、事業主や従業員に対するアンケート調査を行い課題の把握を行う。</p> <p>・ 宣言事業所の取組の質を向上させる観点から、事業所ごとの健康状態を見える化した「事業所カルテ」、取組の振り返りを行うための「チェックシート」の送付や他事業所の取組を紹介する「好事例集」の作成等、フォローアップの強化を図る。</p>

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を <u>2,300</u> 事業所以上とする。</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を <u>2,190</u> 事業所以上とする。</p>
<p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈 I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本部作成の広報基本方針及び令和 6 年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。</u> ・ 加入者・事業主、<u>健康保険委員</u>等に幅広く情報発信をするため、<u>全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。</u> ・ <u>令和 5 年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和 4 年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。</u> ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>53.2%</u>以上とする</p>	<p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈 I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、<u>本部において作成した</u>広報資材も活用し<u>つつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に</u>応じた広報を行う。 ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>54.0%</u>以上とする</p>
<p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進〈 II、III〉</p> <p><課題分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し宮城県内の地域別、年齢階級別や薬効分類別に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。<u>その際は、ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組やジェネリック医薬品の供給状況を注視しながら検討を行う。</u> <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、 	<p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進〈 II、III〉</p> <p><課題分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し宮城県内の地域別、年齢階級別や薬効分類別に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用し、使

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>使用割合の低い医療機関・薬局に対して個別の働きかけを強化する。</p> <p>・ <u>東北厚生局と連携した取組を実施する。</u></p> <p>＜加入者へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 ・ <u>宮城県内の地域別、年齢階級別や薬効分類別の阻害要因について、宮城県、東北厚生局や保険者協議会等に情報提供する。その上で、使用割合が低い地域や年齢階級を対象に、保険者協議会等と連携の上、加入者に対する広報を行う。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</u></p> <p>■ KPI：全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度以上とする。※ 医科、DPC、歯科、調剤</p>	<p>用割合の低い医療機関・薬局に対して個別の働きかけを強化する。</p> <p>＜加入者へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 ・ <u>宮城県、関係団体や他の保険者等と連携した取組を実施する。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度以上とする。※ 医科、DPC、歯科、調剤</p>
<p>(4) インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 	<p>(4) インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、<u>令和 4 年度から</u>着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、<u>引き続き</u>周知広報を行う。

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>(5) パイロット事業及び調査研究事業の提案< I、II、III></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の枠組みに捉われない斬新かつ全国展開の実現可能性が認められる提案を検討する。 	<p>(5) パイロット事業及び調査研究事業の提案< I、II、III></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の枠組みに捉われない斬新かつ全国展開の実現可能性が認められる提案を検討する。
<p>(6) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信< II、III></p> <p>① 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び<u>令和 5 年度に行われる都道府県における</u>次期計画の策定に向けて、<u>積極的に参画するとともに</u>意見発信を行う。 <p>② 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・宮城県から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>③ 宮城県、他保険者や関係団体と連携した働きかけ</p> <p><上手な医療のかかり方に係る働きかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、宮城県、他保険者や関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 <p><u><リフィル処方箋に係る情報提供></u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>令和 4 年度から導入された「リフィル処方箋」について、リフィル処方箋の仕組みやメリットなどを紹介するリーフレットや「リフィル利用希望シール」を送付する。取組結果を保険者協議会で共有し、他保険者や関係団体と連携の上、加入者に対する効果的な働きかけに向けた検討を行う。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当</p>	<p>(6)地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信< II、III></p> <p>① 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び<u>令和 6 年度からスタートする</u>次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。 <p>② 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・宮城県から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>③ 宮城県、他保険者や関係団体と連携した働きかけ</p> <p><上手な医療のかかり方に係る働きかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療を守る観点から、レセプトデータの分析結果等を活用し、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、宮城県、他保険者や関係団体と連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 <p><u><多剤・重複服薬者に対する適切な服薬に係る働きかけ></u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>令和 3 年度に実施した「多剤・重複等服薬者に対する通知事業」について、効果検証を行い、検証結果を保険者協議会で共有する。</u> <u>検証結果を基に、宮城県、他保険者や関係団体と連携の上、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当</p>

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>	<p>たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>
<p>(7) 調査研究の推進< I、II、III ></p> <p>① 医療費等分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療費適正化等に向けて、本部において作成した支部ごとの医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用し、自支部の特徴や課題を把握するためのデータ分析を行う。</u> ・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、宮城県、市町村や保険者協議会等と連携した医療費や健診結果の地域差を把握して今後の対応を検討する。 ・ <u>医療費適正化及び宮城支部加入者の健康課題の解決に向けて、エビデンスに基づいた事業の実施につなげるため、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。</u> <p>② 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度に実施した、<u>国立大学法人東北大学との共同研究において業態別の睡眠不調者の「医療費推移」や「健康リスク」に関する研究を更に深掘するため、睡眠不調者が多い業態に対してアンケートを実施し、協会けんぽが保有するデータでは判明しない部分の実態を調査する。また、当該共同研究における分析成果について、調査研究報告書へ投稿するとともに、各種学会での発表を通して広く情報発信する。</u> <p>【重要度：高】</p> <p><u>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等</u>に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、<u>効果的・効率的に事業を実施する</u>観点から重要度が高い。</p>	<p>(7) 調査研究の推進< I、II、III ></p> <p>① 医療費等分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、宮城県、市町村や保険者協議会等と連携した医療費等の分析を実施するとともに<u>共同事業の実施</u>を検討する。 ・ 宮城支部加入者の健康課題の解決に向けた事業の実施につなげるため、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 <p>② 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年度に実施した、<u>医療費等に関する</u>分析成果について、調査研究報告書へ投稿するとともに、各種学会での発表を通して広く情報発信する。 <p>【重要度：高】</p> <p>医療費の適正化に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保する観点から重要度が高い。</p>

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>【困難度：高】</p> <p><u>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</u></p>	
<p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>(1) 人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年度に導入した新システムの安定稼働後の業務量に応じた適切な人員配置により、業務の効率化等の状況を踏まえた支部運営を行う。 <p>② 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 <p>③ O J Tを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> O J Tを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けて、外部講師及び外部研修会等を積極的に活用し、人材育成を行う。 <p>④ 本部支部間の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部において実施した加入者の健康増進のための取組結果について、本部に対して積極的に情報提供を行う。 <p>⑤ 支部業績評価項目の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 各評価項目について、目標指標を意識した取り組みを行うとともに、目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底する。 	<p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>(1) 人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置により、業務の効率化等の状況を踏まえた支部運営を行う。 <p>② 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 <p>③ O J Tを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> O J Tを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けて、外部講師及び外部研修会等を積極的に活用し、人材育成を行う。 <p>④ 本部支部間の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部において実施した加入者の健康増進のための取組結果について、本部に対して積極的に情報提供を行う。 <p>⑤ 支部業績評価項目の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 各評価項目について、目標指標を意識した取り組みを行うとともに、目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底する。
<p>(2) 内部統制に関する取組</p> <p>① リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報[※]の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを 	<p>(2) 内部統制に関する取組</p> <p>① リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報[※]の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを

令和 5 年度	令和 4 年度
<p>想定した訓練を実施する。</p> <p>② コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその<u>周知・徹底を図る。</u> ・ <u>年 2 回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。</u> ・ <u>職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員にアンケートを実施する。</u> ・ <u>外部相談窓口（ハラスメント相談・内部通報）について、利用の活性化を図る。</u> 	<p>想定した訓練を実施する。</p> <p>② コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・ <u>ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、外部相談窓口を設置し、その周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。</u>
<p>(3) その他の取組</p> <p><費用対効果を踏まえたコスト削減等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>	<p>(3) その他の取組</p> <p><費用対効果を踏まえたコスト削減等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>